

八王子市人権施策等推進連絡会議設置要綱

(目的)

第1条 人権に関するさまざまな問題に対処し、基本計画にも掲げた人権意識の普及啓発を幅広く展開していくため、八王子市人権施策等推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置し、庁内における人権担当所管の情報共有を図るとともに、効果的な人権施策に取り組む体制を整えることを目的とする。

(所掌事項)

第2条 連絡会議は、次の事項を所掌する。

- (1) 人権施策に関する各種情報の提供や情報交換
- (2) 人権擁護に関する通知等の情報提供
- (3) 所管が取り組む人権啓発等の情報提供
- (4) その他、人権施策推進に関する事項

(委員)

第3条 連絡会議の委員は、以下の所管の主査とする。

総務課、多文化共生推進課、男女共同参画課、防犯課、市民課、高齢者福祉課、障害者福祉課、生活福祉総務課、子ども家庭支援センター、教育指導課

(委員長等)

第4条 連絡会議に委員長1人を置くとともに、総務課主査をもって充てる。

(会議)

第5条 連絡会議は委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 連絡会議の庶務は、総務部総務課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は、委員長が別に定める

附 則

この要綱は、平成20年12月1日より施行する。

この要綱は、平成23年12月1日より施行する。

この要綱は、平成25年12月1日より施行する。

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

この要綱は、令和3年4月1日より施行する。